

公共事業事前評価調書(平成26年度予算要望)

所管課:道路街路課

担当班:企画調整班

事業名	那覇北中城線道路改築事業(上之屋道路)		事業区分	主要地方道路 道路新設	事業主体	沖縄県
事業箇所	那覇市天久					
事業の諸元	延長:L=390m(うちトンネルL=157m)、 幅員:一般部 W=16.5m(0.5+3.5+3.5+1.5+3.5+3.5+0.5) トンネル部W=8m(0.5+3.5+3.5+0.5)×2本					
事業の概要	上之屋道路は、那覇都市圏の渋滞緩和や西海岸地域等へのアクセス性の向上等を目的に、地域高規格道路である那覇北道路とあわせて整備を進めるもので、那覇北道路と国道58号を連絡する自動車専用道路である。					
事業の必要性・効果等	<p>【必要性等】 那覇都市圏の渋滞緩和や交通量の分散、及び今後も人口集積が期待される那覇新都心・真嘉比地区等那覇市北西部から那覇空港や西海岸地域へのアクセス利便性の向上等を図るため、沖縄西海岸道路へ直接アクセスできる連絡道路の整備が必要である。</p> <p>【効果等】 ①那覇北道路、上之屋道路の整備により、那覇都市圏の損失時間が約16%減少。 ②上之屋道路の整備により、那覇空港と那覇新都心地区間の所要時間が約4割短縮(6分短縮)。</p>					
事業期間	事業採択	平成 26年度		完了(予定)	平成 33年度	
全体事業費	97.4	(億円)	補助・単独の別	補助	補助率	9/10
費用対効果	B/C	総便益:B	988 (億円)	総費用:C	76.4 (億円)	基準年 平成 24年度
	= 12.9	① 走行時間短縮便益 ② 走行費用減少便益 ③ 交通事故減少便益		① 事業費 ② 維持管理費		
事業着手の熟度・上位計画との整合性	「沖縄県総合交通体系基本計画」、「都市交通マスタープラン」等の上位計画において、主要道路として位置づけられている。 平成25年4月に都市計画決定。					
環境への配慮	天久緑地、文化財等の保全及び景観への配慮の観点から、トンネル構造が可能となる、土被りが確保できるルートを選定している。					
関係する地方公共団体等の意見	地元自治体である那覇市においては、当事業の都市計画手続きを進める立場として、都市計画決定に向けた取り組みを鋭意行った。 なお、都計手続きに向けた那覇市との協議の中で、天久緑地の管理者として、下記の意見あり。 ○現存する緑地の連続性を確保し、面積減は必要最小限となるよう配慮して欲しい。 ○当緑地は市の景観計画の中で骨格的景観要素に位置づけられており、構造計画にあたっては、骨格としての緑を保全し、緑豊かな景観形成を図って欲しい。					
概要図(位置図)						